

伊丹市広報・シティプロモーション課 X 運用ポリシー

1. 概要

本ポリシーは、伊丹市広報・シティプロモーション課 X アカウント（以下、「当アカウント」）を対象にした運用方針について定める。

2. 運用について

- (1) アカウント名：伊丹市広報・シティプロモーション課
- (2) ページ URL：https://twitter.com/Itami_city_PR
- (3) アカウント ID：@Itami_city_PR
- (4) 運用者：伊丹市広報・シティプロモーション課
- (5) 発信内容：
 - ・本市の市政情報や主催イベント、街の魅力等の情報
 - ・国、県、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体や、伊丹大使など本市と関連性の深い個人・団体のアカウント及び Web サイトに掲載された情報
- (6) 収信対応：

発信した情報に対する意見や質問、ダイレクトメッセージ等に対する返信は、原則行わない。ただし、災害発生時などの緊急時においては、必要に応じて返信するなどの対応を行う。
- (7) 発信時間帯：

原則、平日 9:00～17:30（年末年始、土・日曜、祝休日を除く）。

なお、それ以外の日時においても発信する場合がある。
- (8) 運用期間：

本アカウントは、予告なく運営を終了し、又は削除される場合がある。

3. 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報は、ソーシャルメディアにより発信してはいけない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある内容
- (2) 本市又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (3) 本市又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある内容
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とする内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とする内容
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容又は単に噂を助長させる内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する内容
- (10) 他のユーザー又は第三者等になりすまして発信されたものと判断される内容

- (11) 有害なプログラム等を含み、又は含むと判断される内容
- (12) 本市以外の者が本市の発信する内容の一部又は全部を改変する内容
- (13) 利用するソーシャルメディアサービスの規約に違反する内容
- (14) 前各号の内容を含むウェブサイト等を紹介する内容
- (15) 既に投稿された内容（似通った内容を含む。）をみだりに繰り返す内容

4. コメントの削除

- (1) ソーシャルメディアの公式アカウントを通じて情報の発信に従事する職員は、情報発信に対して利用者から投稿されたコメントの内容を確認し、前条に規定する禁止事項に該当し、又は該当する疑いがあると判断した場合は、速やかに管理責任者等へ報告するものとする。
- (2) 管理責任者等は、利用者から投稿されたコメントの内容が前条第1項各号に規定する禁止事項に該当すると判断したときは、当該利用者への予告なく、情報の削除その他必要な措置を講ずることができる。

5. 知的財産権

- (1) ソーシャルメディアの公式アカウントに掲載される個々の情報（画像、動画等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、本市又は本市以外の原著作者等に帰属する。
- (2) 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

6. 免責事項

- (1) 本市は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性等の保証は一切しないものとする。
- (2) 本市は、ソーシャルメディアに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- (3) 予告なく当アカウントの運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または中止をする場合がある。
- (4) 当アカウントのコンテンツは、予告なく変更又は削除等が行われることがある。
- (5) 当アカウントは、ソーシャルメディア提供事業者のシステムによって運用されているため、同事業者のシステム運用状況に関しては回答しないものとする。また、同事業者並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問などに関しても一切回答しない。